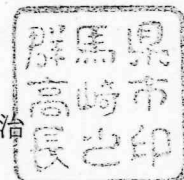


高崎市公告第197号

令和7年3月27日付け高崎市公告第52号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。利害関係人は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年10月23日

高崎市長 富岡 賢治



1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧期間

自 令和7年10月24日

至 令和7年11月 6日

2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧場所

高崎市役所農政部農林課 高崎市高松町35番地1

3 意見書提出先

高崎市役所農政部農林課